

J:COM TV サービス（2024年10月1日以降にご契約のお客さま）

附則

（実施期日）

本約款は、2024年10月1日から適用します。

（経過措置）

当社は、この規定実施の日から2025年2月28日までの間に、新たにJ:COM TV スタンダードサービスに申込みがあり、当社が承諾した加入者のうち、2011年3月11日に発生した東日本大震災により居住継続が困難になった被災者もしくは国から避難指示等が出された地域からの避難者であることの申し出があり、かつ機器等の設置場所が行政機関が被災者および避難者に提供する応急仮設住宅もしくは公営住宅である期間に限り、本約款および料金表の定めに関わらず、2025年3月31日まで、以下の条件を適用します。

（1）J:COM TV スタンダード基本番組使用料を4,095円（税込4,504円）とします。

2 当社は、前項に定める提供条件の確認のために、証明書類の提示を求める場合があります。

（実施期日）

この改正規定は、2024年11月1日から実施します。